

1. 件名

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設
の設計及び工事の計画の認可申請に関するヒアリング (1)

2. 日時

令和5年7月6日(木) 13時30分～15時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他3名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、令和5年6月27日付けで申請のあった設計及び工事の計画の認可申請書(以下「設工認申請書」という。)、同日付けの提出資料等に基づき、以下の事項について確認を行った。

- ・ 設工認申請書に関する核セキュリティ及び保障措置への影響評価における評価項目の考え方について
- ・ 既設設備のうち、設工認申請において初めて申請する設備について
- ・ 建物及び設備の改造工事と技術基準との対応関係について

(2) 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、主に以下のとおり回答があった。

- ・ 核セキュリティ及び保障措置への影響評価については、令和5年4月25日の原子力規制委員会「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応状況」を参考に評価項目を記載しているが、他社の提出状況を踏まえ、抽出する評価項目を再検討する。

- ・ 設工認申請において、初めて申請する既設設備はモニタリングポストのみであるが、新たに規制対象となる設備であることが分かる記載になっていない。
- ・ 建物及び設備の改造工事の内容と技術基準との対応関係については、資料を作成した上で、今後説明する。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

7. 配布資料

資料 1 : 「核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について REP-2023-00224 (令和5年6月27日資料受理)
<https://www.nra.go.jp/data/000439714.pdf>

資料 2 : 新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請 (第4次)
REP-2023-00282

時間	自動文字起こし結果
00:00:00	録音を変えさせていただきました。本日、6月27日付けで受領しましたし、第4次設購入について江藤確認していきたいと考えております。
00:00:14	確認する内容の資料については、reP-2023-0024の資料と、reP-2023-00282の資料。
00:00:28	あとは申請書のrEP2023-00186について確認していきたいと考え
00:00:37	まず、RE-2023-0024の衛藤。
00:00:44	核燃料物質の加工の変更。
00:00:46	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請に関する核セキュリティ保障措置への影響について、資料について規制庁側から確認していきたいと思います。
00:00:58	では規制庁側からの確認をお願いいたします。
00:01:07	規制庁、規制庁内海です。まず、サービスの資料の方から確認させていただきます。
00:01:14	まずですね今回いただいた算出の資料の2ページ目の影響評価のところの記載なんですけども、
00:01:21	まずは事業者の方から、この資料を作るにあたってですねどういうものを参考にして作ったのか。
00:01:29	そこら辺の記載の作成の考え方をちょっとザクッと説明の方お願いします。
00:01:37	はい。まず、この影響評価の資料、どのように評価項目等を選んでいったかという話ですけれども、まずですね評価する項目としましては、
00:01:51	令和5年の4月25日の原子力規制委員会で
00:01:58	検討されましたサイエンスのインターフェースにおける取り組み強化の対応状況、その中に、その中の資料に記載されておりました、3Sの総合影響の事例を基にですね、
00:02:12	今回、第4次設工認に移管しまして影響するかった核セキュリティ及び保障措置に影響する項目はないか。
00:02:23	どういったところを評価させていただきました。実際にその評価項目に関しまして、Safety、それからセキュリティそれからセルバードのそれぞれの担当で、
00:02:36	協議の場を設けその影響評価の結果をまとめたということでございます。以上のようにして、この資料を作成いたしました。
00:02:49	規制庁次すご説明徳田委員。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:55	令和4年の或いは5年4月の委員会資料をベースに作成されてということでその方向性は
00:03:02	問題ないと思ってんですけども、
00:03:04	委員会が令和4、4月だったこともありまして4月から今7月までの間で様々な口実よるですとか菜箸へまして、事業者から同じようなサイズの評価書が出ておりまして、
00:03:16	それとそれらの事業者ですわ我々規制庁側で聞いているうちに、現状結構ですわ記載の簡略化とか、合理化が進んでおりまして、ちょっと今回ですわGNFさんの資料についてもそれらの今の
00:03:28	現状のICの情報をですわ踏まえた形でちょっと所もう出ております。まず目ですけども、2ページ目の表1の影響評価項目のところ今の研究評価項目のところ二つ分かれていて、左右で、
00:03:46	左側に例示のようなものがありますけども、
00:03:49	ここについてはですわ現状の仮事業者とかの最新のバージョンでストレージは特になく、簡易評価項目だけが、
00:03:56	羅列されていますので、まずこのルール不要かなと考えております。
00:04:01	まずこの点いかがでしょうか。
00:04:04	ちょっと最初のご説明ありがとうございます。最新の状況等を踏まえながら、今の内容も踏まえて、見直したいと思います。
00:04:17	はい。規制庁の驚見です。よろしくお願ひします。最新の事業者と他事業者の例というのと、
00:04:26	最近の事例を、
00:04:28	1月のですわ4日間、つい2日前ですけども、日本原燃の方から再処理とMOXに関して、最初僕に係る申請に関するサービスの評価書が出ておりまして、端的に言うとなんを参考にさせていただき
00:04:41	考えてます。
00:04:43	で、ちょっとですわまだホームページに上がっていませんので、こちらから、項目の記載の書き方を今、申し伝えようと思いますので、
00:04:54	もう一度、やっぱ失敗だと思ひますので、落ちたと思ひますけども、神野川淳絵描き聞き取る
00:05:02	書き取り準備とか大丈夫ですか、問題ありません。よろしくお願ひします。
00:05:07	規制庁梅津は了解です。えっとですわまず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:11	基本的には4月、7月4日の日本原燃の資料もあわせて記載なんですけども、まずPTについてはですね、上から防護対象の追加等の分。
00:05:23	2番目が、
00:05:25	防護設備の性能への影響の有無。
00:05:30	それから、これ新しく追加いただくんですけども、各部室する応募規定への影響の部分。
00:05:39	3点。
00:05:40	PPPは3点にさせていただきたいと思ってます。
00:05:44	まずこの点いかがでしょうか。
00:05:50	はい。
00:05:52	PPに対する影響評価項目について、承知いたしました。
00:05:56	あ、規制庁先生よろしくお願ひします。その中でですね今の2点目にあった防護設備の性能への影響も読めるんですけど、今まで皆さんの記載等侵入防止対策とかの部分にかかってくるんですけど、
00:06:10	一応念のための今の皆さんの記載だと。
00:06:13	右側の評価結果のほうで周辺監視区域外への、
00:06:17	工事はありませんっていう記載があったんですけど一応ここは、
00:06:20	周辺監視区域の外でも中でも、
00:06:23	影響がないことを確認して欲しいので、周辺監視区域の外からって場所に限定する記載。
00:06:29	評価結果不要なので、
00:06:33	右の評価項目を修正しつつ、当庫の侵入防止対策の部分に関しては、
00:06:38	この場所の限定というのをとっていただいた記載にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。
00:06:47	はい。今ご説明いただいた点承知いたしました。
00:06:52	規制庁説明よろしくお願ひします。
00:06:54	続けまして、SGの方の記載なんですけども、
00:06:58	床チラー、まず上からですね。
00:07:01	保障措置設備の追加設置等の、
00:07:06	2番目で、
00:07:08	保障措置期間、失礼、保障措置関連設備への影響等の分です。
00:07:16	3番目で、
00:07:17	査察活動への影響等の
00:07:23	最後4番目で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:07:24	計量管理規定への影響の有無。
00:07:28	を4点にさせていただきたいと思ってます。その点いかがでしょうか。
00:07:36	はい。保障措置に関する影響に関しましても、今ご説明いただいた4点で、整理すること承知いたしました。
00:07:44	きちっと説明よろしくをお願いします。で、一応今言った、タイトルというか、評価項目、内容については一応7月4日時点の
00:07:55	また事業者のでの整理を踏まえた結果なので今後また変わることもあるかもしれないですけど、現時点、現状ではあまりとりあえず4月4日の原燃の記載に合わせた形で、
00:08:06	先ほど私が申し上げたような形と、
00:08:08	修正はいただければと思ってますのでよろしくします。
00:08:16	で、規制庁堤図でちょっと続けますけども、
00:08:22	評価結果今の記載についてちょっとちょっと数点確認をさせていただきたいんですけども。
00:08:28	まずEPの1個目の記載ですね、これで
00:08:35	この評価結果の記載の4行目の最後の方真ん中辺に関連するPK。
00:08:42	を変更して対応しますと。
00:08:44	あと代替措置ですね、そこら辺をすると書いてますけどこれは、一応念のための確認ですけども、これらの工事とか、
00:08:50	補強工事をする前に時に、事前に、うちの規制庁のPP関連部署に、これらの事項について相談するっていう認識で大丈夫ですか。
00:09:03	はい。そ、その認識で問題ございません。
00:09:08	規制庁辻岡です。すいません。一応お手数なんですけど、
00:09:12	事前っていう両方をですね、この評価結果の中に入れといていただき
00:09:16	事前に対応しますという形です。
00:09:18	近江の形で、ちょっと事前っていう両方入れといていただけだと思うんですけどよろしくをお願いします。
00:09:24	はい。承知いたしました。
00:09:27	続きまして、続けて私からこれ最後なんですけども、系統つきまして、
00:09:33	それから今回いただいた評価結果浅井S評価書について1ページの一番最後に、施工人の申請と同日付でいる届け出いただいた許可の変更届。
00:09:45	変更届について、
00:09:47	確認結果を文書で書いていただいているんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:09:51	一応念のため確認で、
00:09:53	今回安全からの工事の工程が
00:09:57	変更なったわけですけども、
00:09:59	それらの安全側の工事の方へ法定の変更によって、PPA の SG 関連の工事に何かしらの影響は与えていないっていう。
00:10:07	認識で大丈夫でしょうか。
00:10:12	はい。その認識で問題ございません。
00:10:15	規制庁辻岡です。
00:10:17	そうすると、ちょっとこれをまた追記をお願いしたいんですけども、今回の工程の変更がですね、PPSG に係る工事等の作業に影響は、
00:10:27	していないことを確認したということをやちょっと一行ですね、追記しておいていただければと思いますのでよろしくします。
00:10:44	規制庁宇津木ですけど先ほどの点。
00:10:47	いかがでしょうか。ちょっと音声が入って、
00:10:54	後で放送が入ってる。すいません。
00:10:59	申し訳ございません。今構内の放送が流れたために、ちょっと混成があればなかったもので、もう一度お願いしますでしょうか。
00:11:07	了解。
00:11:09	Science 資料の 1 ページ目の一番下に許可の届け出の話を記載いただいているんですけど、
00:11:15	ここに先ほど回答を質問いたし回答があった、今回の安全側の工事の工程の変更が、PP は SG に係る工事の
00:11:25	工程や、作業に影響しないことを確認したってことを一行追加しておいてください。
00:11:35	はい。今ご説明いただいた点、追加追記すること承知いたしました。
00:11:41	あ、規制庁といいますよろしくお願いします。
00:11:43	と三種に関してはとりあえず私から以上ですので、本庁側、
00:11:47	お願いします。
00:11:50	清町の鈴木です。
00:11:53	私から 1 点ありまして
00:11:57	現記載ではどの申請に対する影響評価所であるかわかりづらいため
00:12:03	1 ポツの本申請の概要の上段の、
00:12:07	第 4 次設工認申請の記載に、
00:12:11	申請日と御社で付している文書番号。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:12:15	加えていただいて、
00:12:17	どの申請に対する影響評価書であるか特定できるようにしていただきたいと思いますが、
00:12:24	どうでしょうか。
00:12:28	はい。
00:12:29	ええ。
00:12:30	今ご説明いただいた通り申請日ですとか文書番号等の追記について承知いたしました。
00:12:38	よろしく申し上げます。
00:12:41	以上です。
00:12:44	はい、規制庁青木です。江藤その他規制庁側から確認したいことございますでしょうか。シリーズ影響評価書についてです。
00:12:56	なければ次に移ろうと思うんですか。まず神藤江藤井側の方ですね、発話していただく際には、所属と名前を名乗ってから発話いただければと思います。
00:13:08	あと次水審査会合資料について確認をしていこうと思うんですけども、画面共有を図って我々と共通の認識を図れているかという形で、
00:13:20	ページめくるとかが確認できるようにしていただければと考えております。
00:13:26	よろしいでしょうか。
00:13:30	はい。承知いたしました。
00:13:33	我々の方から共有するということ。
00:13:35	そうですね。はい。
00:13:38	わかりました。では、共有していただきます。
00:13:56	はい。確認できました。
00:13:59	それでは審査会合資料について衛藤。
00:14:05	どのような説明する予定であるかということについてですね簡単に5分程度で、
00:14:10	ご説明いただければと。
00:14:12	よろしく申し上げます。
00:14:14	はい。ジェイエフイー磯部でございますそれでは資料、
00:14:18	ポイント案を概要をご説明いたします。まず表紙、次飛ばしていただいてこれは最初の目次ですんでここも飛ばしていただいて、はじめ、
00:14:30	ところですけども、ここは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:32	分割申請してるうちの4、4、4回目の設工認申請であるということと、ここに列記しております施設についての申請になるという、
00:14:43	本当の概要の説明になります。
00:14:46	次のページにいただきましてここは分割申請の計画について説明しております。で、特に説明を説明したい点としてはですね、二つ目のポチですけども、
00:14:58	これまでの3施設購入ではですね、全体を6回に分割するという申請となっておりましたが、その5の工事系工程の見直し等に伴って今回、
00:15:10	設工認では7回に分割するという形、計画、検討しておりますということを特に説明する予定としております。
00:15:19	続きまして次のページは
00:15:22	その7階もですね、認可済みの分或いは今後申請予定の部分も含めまして、各階の申請の概要について記載してございますけども、
00:15:32	あまり細かいことを説明する予定としてございません。
00:15:36	次のページがこれも全体の想定を示しております。先ほどありました、この設工認と同時に、同日にですね、
00:15:48	事業変更許可の工事計画の変更届を出しておりますので、そちらで変更しました。法定と整合する形で、切取の申請の予定等をこのように計画しているということを説明する予定でございます。
00:16:04	はい、次のページからがですね、今回の申請の内容内容についての概要説明ということでまずはこのページはですね、今回4時申請での主な申請の対象ということで、
00:16:19	建物としてはここにございます第2貯蔵棟とそれに接続しているD搬送炉という建物。
00:16:27	を申請しますで、あとはその中に接続、設置している機器設備が主な申請対象となりまして、それに加えましてですね他の建物にある。
00:16:37	或いは屋外に設置している設備についても申請する予定ですよということを説明いたします。
00:16:43	次のページから2ページ分がですね申請対象設備の名称のリストになってございまして、ここにございますと、まずこの表の2の方は、
00:16:53	伝書増と、前半総論の建物及びその内部に設置しております設備はこういうものがありますという説明をいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:17:04	次のページは、第 1、今の二つの建物理解ですね。第 2 加工棟等に設置してあります設備についてこういう対象について今回申請を行いますという説明をいたします。
00:17:19	続きまして申請、今の申請設備に対する変更の内容ということで、主に耐震性の向上等ですということで次のページ以降にですね、
00:17:31	まだ 1 がございます。9 ページにいただきますと、またリストがございまして、終わりですね、
00:17:39	設備、或いは建物の名称に対しまして変更内容という欄で、まず改造するか、変更なしなのかということと、改造する設備に施設に関しましては、
00:17:49	どのような改造を行うかというのをごく簡単に書いてございますんで要点を説明していく予定としております。
00:17:57	次のページは、この表の続きでございまして、同様に、申請設備ごとに変更の内容、或いは変更しないということと、
00:18:07	うん。
00:18:08	記載して説明する予定としております。
00:18:13	次のページがですね、今の申請対象に対しまして、適合性の確認をどのように行ったかというのを、ごく簡単に書いてござい
00:18:22	このページは、事業変更許可申請書の記載内容との整合性の確認を行っていますということで、ここに書いてございますようにこれは、
00:18:32	従前の申請とやっていることはあまりありませんけども、
00:18:36	許可の記載を抜き出して、設工認申請で反映すべき対象を本申請書の添 1 評議という表にまとめて明確化しましたということと、
00:18:48	その中から、今回の申請設備、申請施設に対して、どの許可の記載を確認すべきかというのは、1.1 表 1 という表にまとめましたという説明をいたします。
00:19:01	次のページがこの表がですね、その事業変更
00:19:06	許可の申請書の記載を、いくつかのこの表の記載区分と書いてあるように、下のカテゴリーに区分いたしまして例えば基本的、例えば、
00:19:18	許可の記載の中で基本的考え方に相当するもの、或いは施設設計に相当するもの、
00:19:24	或いは保安規定で管理すべきものというふうに、馬場営。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:19:28	区分いたしましたして、その中で、上上の二つですね、施設設計の記載とか基本的考え方に関する記載については、都市施設購入申請書の中で整合性を確認していますと。
00:19:41	いう説明をいたします。
00:19:44	次のページは、今度は技術基準。
00:19:49	への適合性の確認がこのようにいたしました。これも従前の申請とやっていることは変わりませんが、一つ目の
00:19:58	重きは
00:20:00	堤申請書の中の適合性説明書と呼んでいる県さん、資料1から23億事業説明書の中で、技術基準の条項ごとに適合、
00:20:12	申請対象施設の適合性の確認、説明とあわせて先ほどの案件1表1で整理しました。事業許可の記載内容に整合しているということについてここで説明して確認していますと。
00:20:25	ということと、二つ目の項目は、その確認した結果をいわゆる星取表ということで、すいませんここ最後の行ですね本申請の添3表2と書いてございますけど、
00:20:37	原産表1の誤りでした失礼します。修正をさせていただきます。ということで、編3表1といういわゆる星取表にまとめて、整理してございますということを説明します。
00:20:51	続きまして次のページは3施設購入までの申請書の記載内容とか様式に対しまして今回、
00:21:02	追加変更した部分ということで説明をする予定です。ここに書いてございますように、3施設通りの申請以降ですねABCのような、規則等の改正とかまたは他事業者さんでの
00:21:15	審査私だということ踏まえて、以下の次のページ以降の案と追加検討を行っていますという説明です。
00:21:24	次のページはまず、一番、2番でして基本方針書というような値、文書をですね添付説明書の冒頭に追加しましたということや、
00:21:35	2番目はですね許可、
00:21:38	事業変更許可申請書の記載の、
00:21:40	整合性の整理の中での、その許可申請書の記載を抽出するというのを、従前はですねちょっと夜久野ような感じで抜き出しておったのですがこれは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:21:53	先行社さんは、やったことを参考にしてもれなく塗りつぶしという形で全文を抽出して、整理漏れなく整合性を確認しましたということを説明いたします。
00:22:05	次のページは、引き続きまして3番目ということで、本来ですね
00:22:13	新規制基準になって基準の変更も含めて、今回野瀬、
00:22:17	はい。申請施設が設計変更に当たるのかどうかというところが重要なポイントになりますので、これは
00:22:28	ここにあります添3資料の
00:22:31	適合性の説明書ですねこの中で、この各説明書の最後に、設計変更のみの説明という項目を追加して、設計変更の有無をわかりやすく書きましたということを説明しています。
00:22:43	最後はですね、
00:22:45	施設管理番号及び設計番号ですね、これはちょっと従前の申請書にはついてございませんでしたので、今回新たに付与しましたという説明であります。
00:22:56	次のページは、今のような内容も踏まえまして図の2ということで、今回の申請書の構成ということで、図に示してみました。
00:23:07	左側のところの、
00:23:10	左側にいわゆる本文という部分がございます、それに対して、いろんな整合性を説明するための添付資料でありますとか下の方にブロックがあります
00:23:21	その整理番号みたいなものをここで定義して、上のほうの書類で運用していますというような構成を説明するものであります。
00:23:31	次が最後のページですが、ここではですね
00:23:35	まず最初に書いてございますのは加工事業者との意見交換会の結果を踏まえた書類が規制庁と見ておりますがこの中で、下に注記してありますように、
00:23:46	主要な設備とそれ以外の設備を明確にするというようなことが方針として書かれておりますが、これはですねまだ今回の4時申請でも、
00:23:57	反映しきれございませんのでこれについては次回の申請で反映したいということを説明したいと思っております。
00:24:05	二つ目の項目はこれにあわせまして、すでに認可をいただいている三次申請までの記載についてもですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:24:15	意見交換会の結果を踏まえた内容でありますとか或いは、この資料の4項で値説明しました、いろんな追加変更について、その認可済みのものについても、記載を反映しなければならないものがございましてこれも、
00:24:30	次回の申請以降で反映していく計画にしておりますという説明を整備しようとしております。
00:24:38	説明は以上でございます。
00:24:43	はい。中長期です。いただきました説明を踏まえて規制庁側から確認をさせていただこうと思います。
00:24:51	まず一つ目なんですけども、衛藤。
00:24:54	PDFで4ページ目。
00:24:59	通しで2ページ目のところで、
00:25:01	ここで分割の回数が6回から7回ということで、今回の申請から変更になりましたというご説明がありましたが、この具体的な分割回数が増えた理由をちょっと、
00:25:15	詳細なところをお伺いしたいなと思って、
00:25:18	説明をお願いいたします。
00:25:20	はい。ディー・エヌ・エー機部でございます。具体的な理由といたしましては前回の参事の申請の後、少し時間が4時申請までに開きましたんで、
00:25:34	その間にですね、ちょっとポージーの具体的
00:25:38	な工程等を検討いたしまして、それで
00:25:43	OGお済み普通、設置購入を進める上で、
00:25:47	Fujiiを進めつつ、一度申請分割回数をふやして、衛藤設備を進めるというのがポールの的に進められるという判断をいたしまして、
00:25:58	衛藤1000本をしたいというふうに、
00:26:01	変更のし変更して申請いたしました。
00:26:04	以上です。
00:26:07	議長です。承知しました。ありがとうございます。
00:26:11	続きまして資料全般についてなんですけども、ちょっと気になるところですとかあとは、
00:26:18	見直せる点があるんじゃないかというところが数ヶ所ありまして、ちょっと一つずつ確認させていただこうと思います。一つ目なの。
00:26:26	はい。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:26:28	すいません規制庁小澤ですけれども、3 ページを開いていただいて、
00:26:37	具体的には、
00:26:40	どの申請の概要、
00:26:43	もう、
00:26:45	概要が、あれですかね
00:26:48	1 回追加分になったってところってというのは、この表からどの部分 ですってというのはわかりますでしょうか、説明できますでしょうか。
00:26:59	はい GNF 磯部です。
00:27:01	どれ、どれとどれってというのは、
00:27:04	ちょっと難しい、説明が難しいところもあるんですが、ちょっと考え方 としてはですね 6 時申請まではですね、例えば 6 時申請の一番上の行 は、
00:27:18	いろんな第 1 加工棟の耐震補強等ということで、或いはその二つ下は気 体廃棄設備の耐震補強等ということで、独自申請までは、
00:27:30	ある程度 G が伴うものを、ここまでであらかた申請してしまってます ね、7 次申請のところには、土佐例えば最初の量だと化学処理施設等々 の
00:27:42	加工施設の適合性確認等ってということで、7 時申請のところでは工事、
00:27:50	そ法事しない。
00:27:52	適合性の確認を行うものっていうものを、もう 1 回申請をふやしてそ、 そういうものを最後にやらせていただきたいというようなのが主たる考 え方です。で、
00:28:05	従前の計画と比べてどこをどうどっちに移したかとはちょっとすいません 今この表ではちょっと説明しづらいところがございます。
00:28:13	規制庁座間です。考え方よくわかりましたありがとうございます。
00:28:18	はい。
00:28:21	すいません。規制庁仲野ですけど、ちょっと、
00:28:24	計画に関連してもう 1 点なんですけど先ほど、
00:28:28	ご説明の中で、分割をふやした方が合理的っていう説明であったんです けども、
00:28:34	その理由はちょっと合理的ってのがよくわからなくて、
00:28:38	減らしたほうが合理的じゃないかと思うんですけど何、結局何でふやし たんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:28:43	GNP 磯部でございます合理的という言葉遣いがちょっとすいません。せ正しいかどうかあれですけど今、衛藤。
00:28:52	小澤さんのご質問に対してお答えしたようにですね、設工認としては、
00:28:58	工事を伴うようなものをなるべく、
00:29:02	6時申請までに申請して認可いただければ、工事が進められます。で、その工事と並行して、最後の申請は、適合性の確認を、
00:29:13	行うものを主に申請していきたいというふうに考えました。そうしますと全体としてですね、
00:29:21	より短期間にすべての確認とか対策が終わるという意味で、ちょっと合理的という言葉を使わせていただきました。
00:29:30	以上です。
00:29:33	規制庁仲野です。
00:29:36	計画としては何か補欠が結構伸びてるような感じが。
00:29:40	するんですけど、
00:29:41	結局工場がそんなに慌てて稼働しなくてもよくなったとかそういう事情もあるってことなんですかね。
00:29:49	はいジェイエフイー磯部です。なかなか稼働しなくてもいいかどうかってのはなかなかあれですけど一つは、我々BWR燃料メーカーでございますんで、発電所の
00:30:03	再稼働状況を見ながら、我々の計画を立てていると、いうことと、それはそれとしてですね、ちょっと工事期間が長くなっているところではございますが、
00:30:15	例えば、先ほどの今の映してる表の一次申請のところですね、三輪成型施設、
00:30:24	国とかすいません、成型施設とか、貯蔵施設の認可をいただいて、ここにこういう認可済みのところについては工事を進めているんですけども、
00:30:35	その中一次申請の中ではですね裏の粉末とかペレットとか、燃料集合体、燃料バールそういうもの、
00:30:45	当社の中では比較的大きな貯蔵施設で、すでにガスにやっぱ今でも、その裏の技術を貯蔵している施設の工事等は先行して進めているということ
00:30:56	エパ、
00:30:58	新規制基準になるべく早く適合させつつ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:31:03	全体の法定も見ていると、今のような工程になってございますというところであります。以上です。
00:31:12	規制庁仲野ですわ。何となくわかりましたけど、別にこれ
00:31:17	これがいいか悪いかとかいう話じゃなくて、我々も、
00:31:21	審査する上でちょっと頭に描きたいっちゃんだけの話なんで、そんなに
00:31:26	理由を責めてるわけじゃないので、そこだけご了承ください
00:31:30	私以上です。
00:31:31	はい、ありがとうございます。
00:31:35	所長水その他分割関係確認したいことございますでしょうか。
00:31:42	なければ、
00:31:44	質問を続けさせていただきます。
00:31:47	江藤資料全般の確認ということで、指したり元のページから確認させていただければと思います。PDFで3ページ目になります。
00:31:59	こちらはですね、この、
00:32:01	2ポツ目についてなんですけども、先ほどご説明いただいたところろうも踏まえるとですね3ポツ1のところ、申請の概要というのが説明されて、
00:32:13	この2ポツで説明するという。
00:32:17	内容というのが、
00:32:18	あまりないんじゃないかなと思ってですね不要かなと思うんですけども。
00:32:22	いかがでしょうか。
00:32:26	GNF 磯辺という、今映っている。
00:32:29	ページの2ポツ目が、後段の説明とダブっているというご指摘ですね、振っているというよりもここの説明って、そもそも要らないんじゃないかという。
00:32:40	認識をちょっとしてまして、
00:32:43	はい。
00:32:44	い過ぎているし何を説明したいのかというのが正直わからないかなと思っています。
00:32:51	います。
00:32:52	はい。
00:32:53	確かに、
00:32:55	結局のところ後段で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:32:57	中身を説明するんでここは
00:33:00	様といえば不要だと思います。はい。
00:33:05	はいわかりましたあれ。すいません磯部ですあれですね最初の1ポツ目は許可との結び紐付けを書いています。ここは、
00:33:16	必要かなと思いますんで。はい。
00:33:19	1ポツ目ははい。重要かなと思いますけども2ポツのところは中身があまりないかなというふうなところで確認させていただきました。では削除したいと思います。
00:33:32	仮に書いてあったとしても、説明の際は、ほぼ飛ばそうかと思っていたぐらいですので、削除の方向で考えます。以上です。はい、わかりました。
00:33:50	消えちゃう器からは、
00:33:53	規制庁内海です続けて同じ資料の次のページを開いていただきたいんですけど。
00:34:00	あそこですね、先ほど青木もうコメントの、同じようにちょっとここもう、
00:34:05	あの文章削れるかなと思ってまして、
00:34:08	具体的にですねこの今出して2ポツのページの二つ目の黒丸の、
00:34:15	頭の認可済みのカラー、2行目の、その後のまでは、検定。
00:34:22	最初からもう工事工程の見直しに伴っていうふうに文章始めてもいいかなと思ってのんですけど。
00:34:29	もっていかがですか。
00:34:32	GNF 磯部ということでございます。ですね。
00:34:37	はい
00:34:42	従前6回だったのを7回に変更しましたっていうのを少し説明した方がいいかなと思ったんですけども。
00:34:49	今の、
00:34:52	ご指示をする今のお話ですと、
00:34:57	口、従前6回だったかどうかは別として見直して7回にしましたというそういう説明です。はい。そうですね。そんな感じで、それは全然構いませんので、それで、
00:35:08	見直します。はい。
00:35:11	了解です。
00:35:12	その上でですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:35:15	そうするとこの2ページ目の文章が多少短くなるので、
00:35:21	また少女積める感じなんですけど、残った2ページ目の文書は、先ほど1ページ目の、
00:35:26	方の、
00:35:27	秋葉君に統合できるかなと思ってるんですけど、あ、わかりました。それは、
00:35:33	いうそうですねはい、承知いたしました。
00:35:38	じゃあ規制庁次すいませんがよろしくお願いします。
00:35:43	で、糸井。
00:35:44	規制庁続けて江藤。
00:35:47	資料の次のページ。
00:35:50	ですねあの表は、
00:35:52	表示と随時のところなんですけど、
00:35:55	先ほどこのページってあんまり
00:35:59	このページに書いてあること自体が今回代理申請そのものではなくて、あくまでも他の申請との関係っていうところで御説明で使われルー
00:36:09	というふうな認識なので、表彰承知とこの図の1ページのやつが一番後ろに意向を持ってって、
00:36:19	それも、一番下持ってった上で参考としての扱いでいいかなと思ってるんですけど。
00:36:25	この点いかがでしょうか。
00:36:28	GNF 磯部でございます。承知いたしました。添付といたしますか参考のような位置付けにするということですね。
00:36:37	先ほどご説明しましたように、あまり実、この表とか図の中身を説明するつもりはあまりございませんでしたので、その通りそのようにいたします。
00:36:49	規制庁堤通よろしく申し上げます。私から以上で須川さん申し上げます。はい。議長青木です。衛藤都築まして、
00:36:59	衛藤。
00:37:00	PDFで8ページ9ページにある表2と3。
00:37:06	とですね衛藤。
00:37:12	PDFで1112ページにある表4についてなんですけれども、
00:37:17	また表に、
00:37:20	表3にある、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:37:21	施設管理番号と委員数については、特段説明をする予定でないのであればここに記載する必要はないのかなというふうに考えております。
00:37:31	それであると表 234 という形で、合計 4 ページ使ってますけれども、報告も同じような内容を使って説明し、
00:37:40	気になっているので、まとめることができるんじゃないかというふうにちょっと思っております、具体的に言うと表 2 と 3 のところの施設管理番号という人数も、
00:37:50	秋葉君にですね。
00:37:53	変更内容とかもいれば、整理ができるのかなというふうに考えておりますのでちょっと関係官、
00:37:59	けつな説明にするために整理されるのかなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。
00:38:07	はい。ジェイエフイー磯辺でございます承知いたしましたそうですね施設管理番号。
00:38:14	今回は、先ほど説明しましたように新たにつけた移すことにしましたのでこの表 3 に少し書いておったのですが
00:38:23	これを説明するつもりはそもそもございませんでしたので、表の 4、
00:38:29	と。
00:38:30	ちょっと
00:38:32	大きさ等がどうなるか、編集して見てみたいと思いますけれども、簡潔にする方向で考えたいと思います。以上です。
00:38:40	はい。よろしく願いいたします。
00:38:45	規制庁の鈴木です。
00:38:49	PDF で 8 ページ目。
00:38:52	見ていただきたいんですけども、
00:38:58	ここの
00:39:00	タイトルのところですけども
00:39:05	申請対象施設、
00:39:07	3 と図 1 に、
00:39:09	あるんですけども
00:39:11	10 ページの方ですかねタイトル。
00:39:16	の方ですと
00:39:18	申請していくってなってます、
00:39:23	何かこれ使い分けて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:39:25	いないんでしたらば、
00:39:27	勝訴した方がいいと思うんですけども
00:39:30	目次とか、この
00:39:33	資料全体についての話ですけどどうでしょうか。
00:39:38	GNP 蘇武です。失礼しました後はちょっと不統一ですんで、あと統一するように、検証いたします修正いたします。
00:39:49	はい。規制庁の鈴木です。承知しました。
00:39:54	規制庁野村です。
00:39:56	まずですね青木と内海が話してたことなんですけど、これ、別に御社の作ってる書類が間違ってるとか言うわけではなくて、限られた時間でユーチューブで公開して話すので、
00:40:10	より意味ないわかってもらいたいと思う。
00:40:12	こことから資料をわかりやすくシンプルにしたいという、そのような考え方で話しているもので、私もそういう、
00:40:21	明日、
00:40:22	私から1点なんですけど、資料の11ページ12ページなんですけど、
00:40:27	変更内容で、括弧変更なし括弧閉じというのは幾つかあって、これ変更内容のことと、ところなのに変更内容ないっていうとじゃ何を申請すんのって話なので、
00:40:40	これは適合性の確認なんでしょから、そういう旨を書いていたかとかしてこう見た人があれって思わないようにしていただきたい。
00:40:50	ということです。
00:40:51	いかがでしょうか。
00:40:54	はい。GNS目ですねえと。承知いたしました。
00:40:59	そうですね。はい。
00:41:02	もうおっしゃる通りですね後すいません申請書の方にも同じような表があってそこには、
00:41:08	変更なしと書いて括弧新規制基準への適合性確認で、申請書の方には書いてございますんで、ちょっと略してしまいましたけど、そのように明確にしたいと思います。以上です。
00:41:20	木藤野村です。わかりましたでその最後の変更内容っていうタイトルも、何か変わる。川添稲井のかなという気もするんでその辺も調整お願いします。
00:41:32	例えば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:41:33	申請内容とか、
00:41:35	変更内容等は、
00:41:37	何か変わるかもしれないんでその辺は調整お願いします。
00:41:42	私から以上です。
00:41:43	東磯辺です承知いたしました。
00:41:58	規制庁の鈴木です。
00:42:01	次のページを見ていただきたいんですけども、
00:42:07	表4の、
00:42:08	この表の
00:42:10	文末。
00:42:11	移し変えフードのコンペアのところですねこの変更内容についてですけども、
00:42:17	設工認申請書の38ページの変更内容に、
00:42:21	記載されてます。
00:42:23	地震時の臨界防止の、
00:42:26	離隔距離を確保するためコンビニ突破を通じて、
00:42:31	落ちるっていうのが、記載されていないんですけども、これ、もし漏れているのであれば、記載。
00:42:38	していただければと思うんですけど、どうでしょうか。
00:42:42	聞こえ
00:42:52	準備書ベース証書見透かさ。
00:42:57	ふうん。
00:43:08	うん。
00:43:10	所長がすいません。
00:43:15	JNES すいません、もう一度確認させてください申請書の38ページに書いてある内容と、今、
00:43:24	資料の説明資料の表4、
00:43:28	もう
00:43:29	すいません、どこどこが漏れてるとご指摘なんかちょっとあったんで、
00:43:40	はい。規制庁の関です。
00:43:43	文末。
00:43:44	移しかえフードの附属設備のコンペアですね、よろしいかな。
00:43:51	申請書の38ページの方ですと、
00:43:55	その離隔距離ですとかそんな、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:43:59	話があってコンビニと、追加するっていう、
00:44:02	ことが書いてあるんですけども、
00:44:05	そんなこと、こちらの資料にはないので、
00:44:09	その理由というか何か、
00:44:12	うというか何か漏れなんでしょうか。わかりました。ありがとうございます。ジェイエフイー蘇武です衛藤。
00:44:19	申請書の方はこの粉末し開フードのいわゆる本体と附属のコンベアを別々のカラムにしてあったのでそれぞれに改造内容を書いたんですけども、この
00:44:31	衛藤説明資料の方はご覧いただいているように粉末移し替えフードと附属のコンベアをまとめて、一つのカラムにして、
00:44:40	下のですね、その同じ記載になってる部分をまとめたっていう状況になる。
00:44:47	いるっていうのがまずは、今、資料作った時にやったことでございますんで、
00:44:54	どう、そうですね。
00:44:59	そういうことですんで正確に言うと、不足のコンベアについてはその1課を設けたっていうのが、改造内容でいる。
00:45:08	粉末移し替えフードの本体はこの
00:45:12	説明資料に書いてある三つの変更な改造内容になっているっていうのが、
00:45:18	申請書に書いてあることが正確な、
00:45:22	相馬ここはちょっと
00:45:24	簡略的に説明しをした方が
00:45:28	今日校正した方がいいかなと思って、こういう所になってございます。
00:45:33	以上です。
00:45:38	規制庁の数字ちょっとお待ちください。
00:46:02	規制庁の鈴木ですちょっとバツと今すぐ出てこない。他の不足設備のものも一緒に書いてあったものは、
00:46:10	あったと思ってまして。
00:46:14	それと平仄が合っていないのかなと思ったんですね。
00:46:19	うん。
00:46:23	ジェイ・エム・エス磯部でございますそうですね説明資料の方は今、その各設備の本当の附属設備があるものについては本体と附属設備を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:46:34	同じカラムにまとめるというような書きぶりにしておりまして、それが申請書を見もともと書いてあったので、どうなってるバックのちょっともう一度こちらで確認してですね。
00:46:45	適切に、
00:46:47	ポイントを表記したいと思います。以上です。
00:46:52	はい。規制庁の鈴木です。承知しました。
00:46:59	部分でですね
00:47:01	17 ページ。
00:47:02	見ていただけますか。
00:47:08	はい。
00:47:09	右側の枠の上から三つ目の、添付説明書の
00:47:16	ところなんですけども、
00:47:18	ここに、
00:47:21	地盤の記載がないのは
00:47:24	記載漏れなのかそれではないのかってちょっと確認させていただきたいと思います。
00:47:33	事業部磯部です少々お待ちください。
00:47:40	自分自身、
00:47:50	ちょっと欲しいねああすいません、またすいません GNP 不振。
00:47:56	今、ある説明書の
00:48:00	我々の、
00:48:02	申請書の検討説明書のパイプだ。
00:48:05	江藤。
00:48:06	地震による損傷の防止に関する説明書ってなってくしの中に、2 番に関する説明をしているので、
00:48:14	今ちょっと説明書ではこうなっているんですけども一番についても説明してございますんでここは、
00:48:21	臨界の次に、地盤ぽつ地震というふうに修正させていただきたいと思えます。以上です。
00:48:29	いうふうに修正させ
00:48:31	てございます。はい。規制庁の鈴木です。
00:48:34	何か、附属書類の説明書の名前とかを、
00:48:40	がっちゃんこさせたりしてこれ作ってると思いますんで、
00:48:44	はい今ので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:48:46	もういいかと思います。
00:48:50	江藤。次のページ。
00:48:52	お願いします。
00:48:59	これは確認、単なる確認なんですけど、2 ポツ目の、
00:49:03	必要なものを、
00:49:06	設工認、第一次から第三次申請に反映する計画。
00:49:11	そ
00:49:12	である 11 時から実施分なんですけども、これ具体的、どのような方針で反映する計画を考えているんでしょうか。
00:49:23	相場の GNF 磯部でございます。ちょっと 1 例になるかもしれません。例えば、
00:49:34	4 施設購入でですね、設計番号とか施設管理番号ってのは
00:49:38	いたしました。
00:49:39	衛藤 2 課済みのものについてはそういう番号がついてございませんで、これをですね、追証
00:49:46	という分厚い表といいますか我々が今考えてございませぬのは、今後の申請の中で、おい表を使いまして認可いただいた、
00:49:57	施設の仕様表の部分に、そういう番号、整理番号を付与したものを、を作りまして、それを
00:50:08	今後の申請書の中で、
00:50:10	添付させていただくというような形で、今回やっているような修正、変更を反映していく、金株にも反映していくというようなことを今考えてございませぬ。
00:50:22	以上です。
00:50:26	規制庁の鈴木です。
00:50:28	はい。今、今のところの考えははい。
00:50:32	理解しました。
00:50:35	私からは以上です。
00:50:39	はい。規制庁沖です。その他、審査会合資料について確認したいことございませぬでしょうか。
00:50:49	ないようであれば申請書の確認を。
00:50:53	していきたいと思います。規制庁側から確認をお願いいたします。
00:51:03	規制庁内海です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:51:06	申請書の記載でちょっとまだすべて確認したわけじゃないで、現時点での、
00:51:11	確認したい項目、お伺いするんですけど。
00:51:14	申請書のどこでもいいんですけど、例えばその申請章っていうと、
00:51:25	仕様表が、各設備ごとにあると思いますけども、
00:51:29	仕様表の中で、
00:51:34	上から言うと設備のセキュリティボツ、機器名称っていうやつと、時、機器名ってやつがそれぞれあると思ってまして、
00:51:43	一応この全体まずこの二つの名称の使い分けの考え方っていうのは何かお考えがあるのかをご説明いただければと思います。
00:52:02	少々お待ちください。
00:52:06	設備機器名称と機器名です。
00:52:09	はい。
00:52:10	そうです。
00:52:45	持たせますと自由磯部です。
00:52:48	とですね、ここ。
00:52:51	一つの例ですけども申請書の、例えば 61 ページ、1、61 ページの
00:53:00	容器貯蔵コンベアの使用表、今ご覧いただいて大丈夫です。はい。ところ
00:53:08	すと今、設備機器名称、あと機器メッキ名ともに、容器貯蔵コンベア。
00:53:15	記載してございます。で、この貯蔵コンベア
00:53:18	ですね附属せ
00:53:19	まして、トラバーサというものなんですけども、ちょうどそのトラバーサの仕様表がですね 64 ページになってございます。
00:53:29	石井ですか。
00:53:32	大丈夫続けてください。64 ページの方はですねご覧いただくと、設備機器名称は、親、親設備の容器貯蔵コンベアで 7 名の方はこの
00:53:43	附属品だと設備でありますトラバーサと。
00:53:47	というような書き記載となっておりますこういうふうに、衛藤。
00:53:52	ちゅ設備附属設備とかなっているときの使い分け等に使っているというふうに考えてございます。以上です。
00:54:05	規制庁、梅津涼花です。そうすると、ついででお伺いしたいのが、PDF で言うと 100365 ページ、ページ番号で 366 ページに、
00:54:16	この添付 3 の表の 1-1 って形で適格設備を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:54:21	並べた上で適合性のマルバツはそれで記載させていただいて、
00:54:28	この表を見ていくと先ほど説明があったような例えばコンベアとか、そこら辺を見ると、
00:54:34	本体設備の方は、
00:54:38	本当は名前が書いてあって、附属設備になると、先ほどの設備機器名称だけ基地名の方を書いた上で、
00:54:46	個別番号を書いているというふうに見えるんですけど、
00:54:50	一方で例えば今見ていただいているページの一番上の汎用フードとかを見ると、
00:54:56	これ 2006 番って、
00:54:59	この本体設備では量があるんですけど、一方でこの資料表のファン厄年商標見ると、
00:55:06	1 名で汎用フードのまた別の炭鉱が降ったりとかしていて、
00:55:11	ちょっとこういう兵庫とかにおける
00:55:14	使い分けが統一がとれているのか、若干不思議な子ところがあって、
00:55:19	で、
00:55:21	結論から言うとあんま統一がとれてないんじゃないかと思っていて、
00:55:27	次、わかりやす 14 でいくとこういう表を集めて機器名の方で書いた方が、
00:55:33	いいんじゃないかなって思ってるところなんですけど、現時点でそこら辺の表公表とかにおける
00:55:40	本体設備とか、附属設備ごとのキーメイトキー名称の違い、使い分けとかそこら辺ってどうでしょうか。
00:55:49	はいジェイエフイー磯部でございます。S の内、
00:55:54	ちょっとご指摘のところは多少といいますかどの、仕様表のどの欄を、こういう先ほどの添 3 のような一覧表に持ってきてるかっていうところでは、
00:56:07	8 章、ちょっと
00:56:10	等きちん
00:56:11	同統一されてないところもあるかもしれませんが、
00:56:15	ちょっと先ほどの汎用フードの例でいきますとですね、これ、
00:56:20	非寛容風土っていう時、施設全体には複数台ございましてそのうちのナンバー 1 っていうのを今回申請してるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:56:32	設備仕様表の設備機器名称の方には、ある種、16 ページですね、仕様表の設備機器名称の方には、総称といいますか、作業フードの 2006 番という番号が書いてございまして、
00:56:46	1 名の方はですね今回申請するものはそのうちのナンバーワンで、ちょっと設備番号のメールをまだご説明してませんけど複数台ある場合は、
00:56:57	括弧格好の中にみち銀さんと
00:57:00	代数のは伊田坂みたいのが入っていくということで、今回申請するのはそのうちのナンバーワンですというような仕様表としてはそういう書き方をしているんですね。で、
00:57:11	ちょっとそれを、
00:57:13	先ほどの添 3 の表みたいな一覧表に持ってきた時は層相の方今は使っているという整理になってございます。
00:57:22	いえ。
00:57:24	一応これで説明できると今考えてこう、こういう申請書になってございますけども、
00:57:31	ちょっとよく考えたいと思います。飲食です。
00:57:36	規制庁内海です。了解した考え方を了解してそうすると、一応念のためですけど、汎用フードが多分複数あって、
00:57:44	各今後の新分割申請で (2) とか乱発何番処理でてくる場合を考えると、おそらくさっきの添付の表っていうのは、今回申請対象設備が一覧に当然来るので、
00:57:58	どちらかというとな全体のファインフード 2006 番照井は、今回申請対象として特定できる形の、
00:58:05	2006 (1) の方書いといた方が、
00:58:08	いいんじゃないかなと思うんですけどそこら辺の整理って、
00:58:12	どうなんですかね。
00:58:14	だから、今後同じ汎用コードが何か出て、
00:58:18	ていう等、また、
00:58:19	ごちゃごちゃになっちゃった。
00:58:21	なっちゃってんのかなとか思うんですけど。
00:58:26	はい。新津です。
00:58:30	そうですね。
00:58:32	今のところは汎用フードですと先ほど見ていた

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:58:38	添付3の表ですと、伴いうフードでありますと、適合確認すべき設計番号は変わらない気も変わりませんのでということ
00:58:48	で、
00:58:49	そういう整理をしたんですけどご指摘のように各開示で、じゃあどれの適合性を確認したんだってなると、
00:58:58	この表だけじゃなくて、仕様表に戻らないとわからないっていう状態に今はなってると思いますんで、もうそこはちょっと、
00:59:06	わかりやすい方法を今後考えちゃんと考えたいと思います。以上です。
00:59:14	規制庁です了解です。わかりました。
00:59:19	内海は以上です。規制庁野村です。草野医師も、
00:59:24	あえて規制庁野村ですけど私から1点ですが、これ私も内海と同じように全部読み込んでるわけではないのでもしかしたらどこかに書いてあったらそれを指摘して欲しいんですけど。
00:59:35	耐震で、水密形ボルトとアンカーボルトって二つ出てくるんですけど、
00:59:42	どうもざっと見ると、何か混在し混在というか、何か同じものでアンカーといたり据えつけてきたりするような部分もあったりするのかなと思うんですけど、これ、
00:59:54	どう使い分けてるんですかね。
01:00:04	GNP 磯部でございます
01:00:07	今ちょっとよく、
01:00:09	私も申請書をよく見ないと、
01:00:13	あれですけど看護、
01:00:15	基本的にはですねアンカーボルトと言ってるのは、設備を建屋の床に、
01:00:21	据えつけてる時のいわゆる床に打ち込むアンカーとかですねそういうものを行っているのに対して据付って言う読む時はもう少し幅広くですね、
01:00:36	設備の、
01:00:38	土台の構造、土台の鉄骨の上に冒頭で据えつけている。
01:00:43	とか、そういうものも含んでいるという2定義でやっているはずですけども、よく確認いたします。混在。
01:00:54	混乱してる部分があるかもしれません。はい。
01:00:57	規制庁野村です。私も医師会等と同じ考えというか概念を持ってやっぱり建屋の床とか壁とか見つけるのは安価で、機器を過大に据えつけるとかそういうのはすりつけかなというふうに思っているんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:01:12	何でこういう質問したかという耐震の検定比の
01:01:18	機器の田井式の耐震の計算結果のページがあってそこを見ると、
01:01:24	据付ボルトしか書いてないんですよ。
01:01:27	しかもそれが検定比が
01:01:32	ですよ。
01:01:34	で、アンカーは土工なみたいな話。
01:01:37	なってて、据付ボルトなら別に大したことないのか、そのページですね。
01:01:45	そこ据えつけしかなかった気がすんだけども、
01:01:51	据付本当にその機器同士を結ぶようなものであれば、 、仮にアンカーだったら、 、
01:02:04	そういう人は、指摘指摘というか質問したってということですね。
01:02:09	ここ、このページにある CSK ボルトっていうのは、機器。
01:02:14	スキー待機というか聞きたい加工とか、そういう意味ですかねコンクリートに回ってるわけではないってことなんですかね。
01:02:25	ジェイエフイー磯辺でございますけどすみませんここはですね。
01:02:30	アンカーがあるはずですよ。そして、すみませんよく今、耐震、耐震で検定比出してる場所は基本的にアンカーのはずなんですよ、
01:02:43	ちょっと用語がここは不適切かもしれ適切とか先ほど申し上げた定義の通りじゃないかもしれないので、ちょっとよく確認しておきますと、既設のやつ私の方でここに書いてある機器の図面の方をいくと、
01:02:57	今度 V って書いてあったりするんで、混乱したんですよ。
01:03:01	ということで確認と、ちょっとわかるように、
01:03:05	両者使い分けるいうかわかるようにしていただくとよりいいかなと思います。以上です。
01:03:12	GNF 蘇武です。失礼いたしました。多分、要望が混乱していると思いますのできちんと整理いたします。はい。
01:03:19	以上です。
01:03:22	規制庁青木です。失礼しました。てると思いますのできちんと整理いたします。
01:03:52	はい。申請書の 365 ページの星取表について確認させていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:04:03	まずこの判例として下に※アスタリスク振ってますけれども、表の中で、丸についてアスタリスクと、
01:04:13	括弧書きのアスタリスクがありますけども、この考え方をちょっと教えていただきたいと思ってます。
01:04:22	GM の磯辺でございます。
01:04:25	言ってみますか。
01:04:27	次。
01:04:28	そっち
01:04:30	例えばですね、
01:04:35	夕飯走路のところ、
01:04:38	ところで、各点について、計 7 の立ちます。
01:04:43	いうところですね。
01:04:46	はい。
01:04:47	これは、
01:04:52	この 8.1 件 7 っていうのは館榎。
01:04:57	はい。
01:05:02	はい。
01:05:04	はい。それで、
01:05:07	②、黒丸についてアスタリスクはこの黒丸、
01:05:12	を達成するために、例えば、アスタリスク見ですと、竜巻建設というものが存在しているという前提で、この黒丸の適合性が確認できますという、
01:05:24	意味でつけてございますので、丸がなくて括弧書きメール直接書いてある方はですね、これ
01:05:31	竜巻点数を設置するっていう設計なんですけども、これは立間点数、D 搬送炉に要求される仕様そのものではないんですけども、
01:05:44	真島フェーズがある、存在してるってことが、泥岩総論的
01:05:48	に必要なので、ここに括弧書きで書いたという意味なんですけども、ちょっとわかりにくいかもしれません。はい。
01:05:59	一応使い分けとしてはそういうふうに伝え分けていることになります。以上。
01:06:06	規制庁仲野です。ちょっともう 1 回説明してもらってるけどごめんなさい良くなかったんですいません。
01:06:12	はい。衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:06:15	黒丸にアスタリスクがついているものは、例えば、
01:06:20	確定時の件な竜巻っていうのは、竜巻荷重、
01:06:26	が合う、つかした状態でも、建物の強度が所定の強度を持っていること ってというような設計ですけども、D 搬送の場合はこの
01:06:36	適合性を確認するにあたって竜巻線数が設置してあるというのが前提に なっておりますので、しかしそれはまだ竜巻検査今回申請してござい ませんので、竜巻フェンスの
01:06:49	期間申請した時点で確認しますという意味で、星がついていますので、 別の
01:07:00	括弧書きでつけてる方は井口さんっていうのは、竜巻件数を設置するっ ていう
01:07:08	これ自体は、D 搬送炉に要求されている設計ではないので、衛藤まず 0 断層の適合説明の中でマルとかそういうのがつかないので、別途、
01:07:18	参考としてただし関連しているので、三方という意味で括弧書きをして いるという、整理をしています。
01:07:27	以上です。
01:07:42	規制庁沖ですちょっと確認させてください。けど、黒丸が*2 っていう のは今回申請対象になってくるけれども、次回、
01:07:53	申請、
01:07:57	と合わせた適合性の説明になりますということ。
01:08:02	括弧のついたものは、
01:08:06	附属施設とかそういうもの。
01:08:09	がここで、次回以降説明しますみたいなそういうことで、
01:08:16	直接的には関係ないけれども、
01:08:22	はい、判例の中で言うところになる、そういう理解でいいんですかね。
01:08:28	括弧書きのものは、
01:08:32	基準に該当しないっていう。
01:08:35	括弧書きといたしますか、本来は、この
01:08:40	江藤 D 搬送露頭竜巻防護フェンスっていうのは申請の上では独立した設 備ですんで、
01:08:48	バーか或いは全く、
01:08:51	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:08:53	バーになるんですかね倍なることになり、すみませんバーになるということだと思いますが、ただし先ほど申しましたように、伴壮流の竜巻の時の共同を、
01:09:03	担保するための設備とシステムにもなっておりますので関連しているという意味で括弧書きで書いてあるということです。はい。
01:09:22	中長期ですわかりました。
01:09:29	はい、わかりました
01:09:31	規制庁側で、この点について確認したいことありますか。
01:09:35	なければ、
01:09:40	規制庁座ですけれども、
01:09:45	ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、8.1件ならってというのは、
01:09:51	保有水平耐力、
01:09:54	を有する算出のときに、竜巻防護フェンスがこうたっているっていう前提を加味して、
01:10:05	算出しているということで、黒丸*。
01:10:10	ていうご説明でよろしいですね。
01:10:14	はい。神磯辺でその通りでして、竜巻のときの竜巻荷重を付与与えたときの保有水平耐力の計算の時に、
01:10:24	飛来物は、の衝突荷重は考慮してないという条件にしてありまして、それが成り立つ前提として、竜巻防護フェンスで飛来物を防護しているからと。
01:10:36	ということなので、黒丸にアスタリスクがついているという、そういう意味でございます。承知しました。
01:10:44	その次に8.1節3なんですけれども、これはAとD搬送炉の中の設備機器を、
01:10:57	何て言うんすか、県の健全を保つために、
01:11:02	竜巻防護フェンスがあるという前提だっているところで、
01:11:07	のことなんですかねそれとも、これ、D搬送炉の健全性を維持される。
01:11:15	ていうところも、
01:11:17	紙でってことですかね。
01:11:21	はいGNF磯部ですおっしゃられたような、
01:11:25	支出しては校舎といいますか、D搬送炉の健全性を維持する担保するということで、竜巻防護フェンスが関与しているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:11:38	関係性を書いているつもりです。で、
01:11:40	B はソウルの中にある設備は、D 搬送炉が健全であればその中の設備は外部衝撃から保護されているということで、間接的には竜巻防護本数の既往があるんですけどもここで、
01:11:56	括弧書きで書いたのが、D 搬送炉の健全性 G に関与してる、竜巻防護フェンスが関与しているからという趣旨で書きました。
01:12:05	以上です。
01:12:08	規制庁座間です。
01:12:11	次、GNF-J の考え方というかは理解できました。ありがとうございます。
01:12:23	その他規制庁側から何かありますでしょうか。
01:12:30	なければ沖の方から続けて質問させていただきます。
01:12:36	仕様表の次のページ 366 ページを見ていただいてちょっと具体例を示して確認させていただきたいと思うんですけど、2006 の汎用フードを、
01:12:47	のところで、閉じ込め機能のところ、
01:12:52	と
01:12:58	ここは白丸がついているぐらいだとーになっているかと思います。飛びまして 17 ページの方に飛んでいただいて使用表をちょっと、
01:13:15	こちら汎用フードの 16 ページ、フードの頭があって 17 ページに閉じ込め機能のところが、
01:13:22	記載がありますけれども、ここで
01:13:25	技術基準に対する仕様がとじ込み機能のところで整理されていて星取表とちょっとそごがあるのかなと思ってるんですけどその辺の整理を教えてくださいませんか。
01:13:40	はい。次、磯部でございます。まず、今、
01:13:44	共有しております仕様表の方に、汎用フードの閉じ込めの機能に関する設計の説明がございますので、これ自体は、新規基準で、
01:13:56	何か新たに変わったとかそういうことではなくて従前からの自主基準です。星取表の方は白マルをつけています。
01:14:07	設計、
01:14:09	この設計、当該設置基準に対して設計変更がないけども、この設計の適合性を確認しますという意味で、白マルをつけているとそういう整理をしてございます。
01:14:22	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:14:27	これ、
01:14:28	中国、
01:14:33	販売中止交付。
01:14:36	汎用フード。
01:14:37	そういう汎用ふ
01:14:40	に 009、
01:14:46	規制庁青木です
01:14:51	ちょっとごめんなさい
01:14:56	すでに説明された話になっちゃうかもしれないですけども江藤。
01:15:01	仕様表に書かれているということは技術基準に対する説明がなされていて、今回、申請対象としての項目が出てきていると認識しておりまして白丸に関しては凡例を見ますと、
01:15:17	設計変更なしということで、基準に対して、該当するものではあるけれども、設計変更はないものという理解。
01:15:27	いるので、もうすでに衛藤。
01:15:31	認可済みとかそういうものを、
01:15:33	が白丸になるのかなと思っていたので、
01:15:36	いまいち、その
01:15:40	仕様表で説明がある上で白丸というものが、
01:15:46	納得ちょっとずっと来てないんですけども、もう一度よろしいですか説明いただいて、
01:15:52	はい。JNES 磯部でございます。まず、仕様表の方は汎用部分檜葉のフードで、安藤の設計で、
01:16:03	技術基準の項目ごとにどういう設計をし、
01:16:06	し、どういう設計になっているかっていう説明が書いてございまして、
01:16:10	それは私どもの整理では、新規性基準高になったので、
01:16:17	設計が変わって、新たに設計したものです。
01:16:20	とか、そうじゃなくて従前の認可のときから、設計が変わらないものを、にかかわらず、各技術基準の項目に対する設計は考慮するっていうのを、
01:16:31	書いているというのが、使用兵庫。
01:16:34	そういうふうに整理してございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:16:36	そのに対して、先ほどの星取表の方は、その中で、まずそういうことで、算用フードだったら閉じ込めの設計があるという意味で、なんか丸がついてございまして、
01:16:49	その中で、
01:16:51	本当に改造したとか、技術基準で、そもそも技術基準の要求が従前から変わったっていうものを、そういう設計変更があるものが黒丸としてございます。
01:17:01	で、従前の認可から、設計の要求も変わってなくて実際設計の変更も行ってないっていうのは白丸という整理に、
01:17:12	を今しておりますので、仕様表に何らかの記載があると。
01:17:18	この星取表のところには、衛藤中丸プロ0。
01:17:23	二重丸のいずれかがつくという整理。
01:17:27	でございます。
01:17:28	以上。
01:17:29	わかりました仕様表記認可内容であっても同じような形で書いてあるということで、
01:17:34	鵜飼麻生です。はい。
01:17:40	はい、わかりました。
01:17:44	続きましてちょっと確認ですけれども、モニタリングポストを、は季節の設備ではあるけれども、設工認として登場するのは初登場という理解によろしいですかね。
01:18:00	はい。JNES 磯部その通りです。
01:18:03	わかりました。
01:18:04	続きまして、
01:18:07	ちょっとこれは確認っていうことになりますけれども、粉末司会フード5203。
01:18:16	耐震関係のところですね、凡例にない。
01:18:22	日本語として、
01:18:24	記載がされていて、
01:18:26	あえてこれ 365 の星取表ですね。
01:18:39	はい。
01:18:40	磯部です。大変申し訳ありませんこれ、落丁といいますか、編集ミスでして正しくはクロマル別ので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:18:48	補正申請の時に申請させていただきたいと思います。はい。わかりました
01:18:53	星取り表に係る確認という項目に関しては以上になります。はい。規制庁、大庭ですけれども、今言われ、
01:19:03	日程と粉末移し替えフードのところをですね、近江避難に行っていたいて、閉じ込め、
01:19:12	10.1 節 5 ですね。
01:19:20	そうですね。そこは、先ほどの汎用フードと違ってここはほとんど黒マルで、この 4 になってますね。
01:19:28	黒丸で※4、D、黒丸、この 4 なんですけども、今度この、汎用フードのジャパンフーズになって移し替えフードの仕様表を見ていただきたいんですけど。
01:19:43	ページ 76 ですか。
01:19:52	そうですね。そのところの、
01:19:57	変更内容、最初の方の変更内容までいってもらいたいんですけど、
01:20:05	そうですね。
01:20:07	改造がある。どういう改造だっていうと、
01:20:11	耐震補強と、
01:20:14	地震時の理科食うだからあれですかね臨界のところの関係。
01:20:20	ていうところの改造工事がありますよっていうふうに読んだときにですね。
01:20:26	星取表に行った時のこの黒丸っていうのは、ここの
01:20:34	10.1 切望に対する、
01:20:38	改造工事ではないっていうふうにまず読んだんですけども、
01:20:43	それは正しいですか。
01:20:46	自由磯部でございますとですね、まず仕様表の変更内容に書いてあるうちの、
01:20:55	改造の括弧書きの中に作業性向上っていうのがございます。
01:21:00	で、
01:21:01	これが何のことかと言いますとですね、
01:21:05	先ほどの審査会合の説明資料のところにはちょっと書いたんですけど作業性の向上のためにですね、開口風土に開口新たに一つ設けるっていうのを改造、
01:21:17	予定してございまして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:21:20	それですね、閉じ込めの、
01:21:23	あ、ごめんなさい 38 ページですね申請書ですと、38 ページに、
01:21:32	改造内容が書いてございます。この 38 ページの粉末移し替えプールの最後のポツですけども、作業性向上のために最後に開口部を追加するというので、
01:21:42	フードの開口部が変更になりますので先ほどの閉じ込めの適合性確認のところは、改造したので黒丸というふうな整理になってございます。
01:21:53	以上です。
01:21:56	規制庁座間です。わかりました。ここまで確認すれば黒丸白丸じゃなくて黒丸になるんだなっていうのが理解できましたので、考え方はわかりました。
01:22:07	ありがとうございます。
01:22:14	室長青木ですねと続きまして質問になりますので確認になります。衛藤。
01:22:22	前回の行政相談で、令和 4 年 12 月 14 日のやりとりの中で、
01:22:27	令和 2 年 9 月 30 日の原子力規制委員会の、
01:22:31	議題 3、
01:22:33	について
01:22:35	説明しまして、素行に記載のある関公認申請の対象ということで、
01:22:45	整理がされていましてそれを踏まえたものとするように伝えていたと。
01:22:49	記憶しておりまして、
01:22:54	本番申請からですねこの内容が確認しにくい点がある。
01:23:01	ので申請対象の構築物や機器のすべてについてですね、一覧表として補足説明資料のようなものを作成していただきたいとちょっと考えておりまして、
01:23:18	それで申請対象機器等ですね項目として変更区分としてですね、新設であったり撤去、あとは既設の改造、
01:23:29	あとは既設の新規制基準適合とか、あとは既設の設工認、諸室、モニタリングポストとかがそういうものに当たるかなと思っておりますけれども、そういう形の整理を、
01:23:40	していただきたいと思っております、
01:23:47	具体的なイメージなんですけども、
01:23:50	申請書の 3、365 の星取表見ていただいて、
01:23:55	こちらをベースに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:23:57	したものの。
01:23:59	整理をしていただきたいと思っております。
01:24:03	こちらの365をベースに右側に改造の、
01:24:08	改造等の概要という項目を作っていただくなりしてですね。
01:24:12	ロクロマルウエアたりニジュウマルというものが、今回の申請の対象と 思いますので、黒丸二重丸がついている。
01:24:21	ついている基準に対して、どのような会社を行うのかというのを、
01:24:27	その基準ごとにですね整理していただくような形で、
01:24:32	改造等の概要の項目に整理していただきたいと考えております。
01:24:40	この改造の概要なんですけどもこまこと細かくというか、形ではなくて 箇条書きで構いませんのでちょっと整理いただきたいと思っております。
01:24:49	また変更の区分についてなのですけれども、左下に凡例のような形で区 分がありますけれども、今回ちょっと懸念としてはモニタリングポスト のような
01:25:03	設工認、初出のもの。
01:25:05	がどういうものが該当するのかというのがちょっとわからないなという ふうに考えておまして、
01:25:10	新設鉄橋既設改造既設新規基準適合、既設設工認秘書室、
01:25:19	6分にして
01:25:22	整理していただきたいなと考えております。
01:25:32	都築磯、下げる。
01:25:34	すいません。今の区分を押し、
01:25:39	失礼。
01:25:40	ちょっとすみません
01:25:43	放送がしばらく入りますんで見るとさせていただきます失礼します。はい。
01:25:57	こういう変更区分もあるの。
01:26:00	多分ここの変更部分、
01:26:54	すいません GNF ですちょっとラジオ体操がかかっているんで、もうしば らくお待ちくださいすいません。
01:27:00	15分ぐらい休憩にして、はいじゃあ5分5にまた再開という形で5分 間休憩を取らせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。 承知いたしました。はい、では、
01:27:13	しばらくにさせていただきます。
01:32:15	ウワー。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:33:49	あ、GNF でございます。
01:33:52	こちらは、
01:33:53	いつでも再開できますんで、
01:33:56	よろしくお願いします。
01:33:59	はい。規制庁青木でございますすみませんでは続けさせていただこうと思います。
01:34:05	すいません先ほどちょっとわかりにくい説明だったと思いますけども資料を作っていたきたいと考えていて、ちょっと
01:34:13	一点見直しというか、先ほどの説明の撤回をちょっとさせていただこうと思いますけども、まず星取表ベースに作っていたきたいということが変わらなくて、変更の部分なんですけども、モニタリングポストのような季節で、は、初めて設工認出てくるものに関しては、
01:34:29	そこだけその区分に該当するようなものに関してはそれがわかるような変更区分にさせていただきたいなと思ってまして、
01:34:38	書き方をちょっとお任せしますけれども、例えば既設の消費確保所出とか、どういう形でもいいんですけど、その趣旨がわかるような形で説明。
01:34:47	書いていただければと思います。
01:34:51	この点は大丈夫でしょうか。
01:34:54	あ、はい今のは変更部分がすでにいくつか凡例で書いてございますけど、これに追加するというようなイメージですねその季節で、
01:35:05	そこに初出というものがわかるように、追加するか、括弧書きでそういうふうなわかるようにするとかそういうイメージで、要するに、
01:35:15	はい。
01:35:16	わかりました。はい。
01:35:18	それでこの星取表の一番右側の方にですね改造の
01:35:25	改造等の内容みたいな形で、
01:35:28	一つ欄を作ってください、
01:35:34	少々お待ちください。
01:35:43	例えば第2貯蔵棟であれば、黒丸と二重丸というところで地盤耐震、津波とありますけども、それがどう改造の
01:35:53	内容と関連してくるのかっていうのをですね例えば地盤は地盤の
01:35:58	基準に対して、こういう内容が該当するみたいな形で書いていただきたいと思ってまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:36:05	二重丸に関しては、
01:36:10	工事を伴わない。
01:36:12	もので設計変更があるものということで多くは、
01:36:18	基準が、
01:36:19	改正されたことに伴ってそれに適合させる説明をされるものかなと思っ てますので、この改造等の、
01:36:27	内容のところでは、牧の基準に適合させる。
01:36:32	とかその辺の説明を書いていただく。
01:36:35	欄を作っていたらと考えてます。
01:36:39	わかりにくいかもしれないですけどイメージは、
01:36:44	伝わりましたかね。
01:36:49	はい神、蘇武です。江藤。まず、
01:36:52	ちょっと復唱になるかもしれませんがこの表の、この表をベースに 一番右側に工事の内容概要を書くと例えば、
01:37:01	三つあったら、123 と書いて、それで竜巻とか地盤地震とかで工事を改 造を行いますっていうところに、
01:37:11	そのどの工事がその適合させるための工事に該当するかっていうのをわ かるようにするということ。
01:37:20	と理解しましたがそこまではよろしいですかね例えば、
01:37:24	津波に対しては2番の工事が、
01:37:28	その対策になっているという場合は何か、津波の欄に、
01:37:32	2、工事の2つというのがわかるよということなんかピーカと理解いた しましたが、
01:37:39	そこまでは吉井ですか。
01:37:42	そうですねあの工事だけに伴わなくて、ニジュウマルとかは工事のもの もあると思うので、そういうところも含めてということで、改造等の内 容概要という形で
01:37:56	この工事が、ではなくてこの基準辺改正に伴って、ここへの適合を説明 するものとかそういう、
01:38:04	箇条書きで説明していただければと思います。
01:38:08	はい。GNP 株ですちょっと後でといいますかこちらでもフォーマットは よく考えますけども、その工事を伴わない場合ですね
01:38:21	星取表がそもそも技術基準の条項ごとに、
01:38:25	欄が整理されてございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:38:28	例えば、
01:38:29	安心の
01:38:31	ところに二重丸とか白丸がついているとそれは、
01:38:35	最新の技術基準に適合させる。
01:38:38	適合していることを確認しているっていうのは、これはある意味自明なんですけども、
01:38:43	ちょっとそこに何を記載するのかというのがまだちょっとピンと来ていないところがございますので、
01:38:50	少し考えたいと思いますが何か、
01:38:53	こういうことだよっていうのがございましたら、
01:38:57	ご説明いただければなと思うんですけども、以上です。
01:39:00	変更ないよ。
01:39:03	55万。
01:40:57	規制庁青木ですすいません大変お待たせいたしました
01:41:04	先ほどご質問いただいた点ですけれども二重マルに関して自明というところも踏まえてとりあえず黒幕ルールの工事を伴うところということで説明いただければと思います。その書き方は先ほど、
01:41:18	こういう形かっていうふうにおっしゃったようなイメージで私も考えておりますので、そのような形で出していただければと思います。
01:41:29	よろしい。はい、ありがとうございます。では
01:41:33	工事補助する。
01:41:35	僕工事が関連しているその適合確認を要するところについてはどうも工事課っていうのを、
01:41:41	わかるように掃除するということで
01:41:44	白マルとか二重丸の部分が既存そのままといいますか、ほぼ適合確認するんだよという、星取表の状態。
01:41:54	のままに、
01:41:56	しておくということで、とりあえず、
01:41:59	実作ってみます。
01:42:01	はい。ということでよろしいですね。はい。ありがとうございます。ちょっとまず、1例として、
01:42:09	粉末司会フードの5203のところを、
01:42:13	もう1項目だけ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:42:15	です。ね。どんなイメージかっていうのをちょっと確認しながら、全体最終的に整理していくという形にしたいと思うので、まずはその写しかい風洞 5203 の項目だけ、
01:42:26	こんな感じでっていう、1 例をですね、来週を目途に提出いただきたいなと思ってますけどよろしいでしょうか。
01:42:36	はい。GNF 磯ブレース承知いたしました。そこを先行して作成いたします。はい。よろしくお願いいたします。
01:42:47	私からは以上になります。規制庁側で何か全体を通して確認したいこと等ございますでしょうか。
01:42:55	規制庁野澤ですけれども。
01:42:58	今青木の方から、最後やりとりさせていただいたところなんですけれども、
01:43:07	審査会合の方でもお伝えしようと思ってる。
01:43:12	ところなんですけれども、我々の方はですね、
01:43:18	平成令和 2 年の 9 月 30 日付の委員会ペーパーに従って、もう審査を
01:43:25	やるという方針になってございますので、
01:43:31	例えばですね。
01:43:33	今、星取り表出てますけれども、
01:43:38	汎用フードのところをちょっと見ていただくと、
01:43:45	はいはい。
01:43:46	ここ、臨海臨海って技術基準の、
01:43:51	技術基準新規性基準になったときにですね。
01:43:57	な要求内容変わっていないから白抜きに GNF-J の判断としても白抜きになっていると思います。
01:44:04	そうなったときに、
01:44:07	汎用フードは 4 ポツ 1 節 1 については丸印になってるんですね。
01:44:12	そうすると、変更なしなんですよね。そうすると我々は審査しませんそこ。
01:44:18	審査の対象ではないので、
01:44:22	そういうことをですね、先方の熊取とかもうしよう今日は今 GNF-J の磯部さんの説明した通り、事業表では、
01:44:33	すべからく記載する、している。
01:44:35	そういう方針にしているっていうところはわかっているので、ここ、この表の中でですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:44:43	それを我々の方で判断して、
01:44:46	これは見ない、これを見るってというような判断をして審査を進めていたというのが実情です。
01:44:55	まずそこまでよろしいでしょうか。
01:44:58	はい。ジェイエフイー蘇武です。理解いたしました。
01:45:01	それですね、
01:45:05	今変更区分の中で、どうしても読み取れないっていうのが、
01:45:10	モニタリングポストみたいに、
01:45:13	既設で改造って書かれてしまっていると。これ新規新しく出てくる設工認上、俎上に乗るのが新しいので、
01:45:23	対応として新設と変わらないんですね設工認上としては、
01:45:26	そうすると、白抜きでも全部、我々は確認しなければいけない。
01:45:32	でも、ここで改造と書かれてしまっていると。その改造の内容を見に行ってますね。
01:45:38	その改造に係るところを、関係するところを見に行こうとするわけですよ我々は、白抜きのところに関しては、
01:45:47	そうすると、
01:45:50	誤認というかねすね、見落としだとかっていうものが発生するので、ちょ、そういうところは明示してください今回言ったのが明らかでモニタリングポストだけだと思うんですけども、
01:46:01	今後の申請で設備が増えたりしてくると、結構そういうものが出てきてですね。
01:46:07	混乱したっていうのが、先行の事例です。で、今ちょっとそのようなお話をさせていただいたところです。
01:46:16	そこまではよろしいでしょうか。
01:46:19	はい。GNP 蘇武です承知いたしましたモニタリングポストについては、先行してる事業者さんの、
01:46:28	状況も見てございますけど、確かにもともとあったけども設工認としては初出ということで、衛藤。
01:46:35	いろいろ審査の中でやりとりされているのは一応確認してございましたが
01:46:40	ご指摘は理解いたしましたこの、
01:46:44	現行区分の中でもちゃんとわかるようにするというので理解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:46:52	はい。衛藤。
01:46:54	そういう流れで、読み取れないところがあるので、ということで今のよ うな依頼になってます。
01:47:04	ですね。
01:47:06	そもそも、我々はその審査をしない、審査対象外って言うところを ですね、
01:47:14	申請書に記載している。
01:47:16	という状況がどうなのかっていうところも、
01:47:20	まずありますただ今までの経緯もあるので、
01:47:24	こちらカラー不要なんじゃないのって削除しろとまでは言わないんです けれども、
01:47:32	す。
01:47:34	あれですね熊取とかですね原燃工の熊取とか MNF の状況を、
01:47:39	少し GNF-J の方も確認していただいでですね、審査会合で言いますけ れども、ちょっと考えていただきたいと思って行ってですね。
01:47:50	ていうのは、
01:47:53	MNF。
01:47:55	の方だと、設工認も認可した後ですね。
01:48:01	警備申請書に記載の不備があって、
01:48:06	軽微変更の届け出が何回出されたかっていうと 7 日に出されてます。
01:48:13	原燃工熊取もですね。
01:48:17	現状 4 回、
01:48:18	でもそれでまだ済んでなくてですね、これからまだ出れるような状況に なってます。
01:48:26	その中身を若干覗いていただければ、
01:48:31	わかると思うんですけども、
01:48:34	わかりやすいのは、届け出というよりも、その直前にやられてるその面 談資料とかを見るとですね、技術基準の適合だとかっていう表にまとめ られていて、
01:48:45	よりわかりやすいかなとは思いますが、大きく分けてですね、 変更区分の誤りっていうのが多いのと、
01:48:55	中央基本のですね、
01:48:58	構成部材の記載の誤り、
01:49:03	それとですね、図面ですね、一番やっぱり図面の記載の誤り、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:49:12	それがものすごく発生していてですね、それぞれ1回の届け出数、かなり多くです。
01:49:20	多くの誤りが発生しているっていう状況になってます。
01:49:26	数十件ずつですね。
01:49:30	そういうことを考えると、その審査の対象じゃないところっていうのは、
01:49:36	記載しない方が、5P5期の恐れもあるのでですね。
01:49:42	いいんじゃないのっていうふうに我々考えているところです。削除する方向だけになっていくんだと思うんですけども、
01:49:51	そういうところをですね、
01:49:53	ちょっと
01:49:56	考えていただければいいかなと思います正式には審査会合でお伝えしますので、
01:50:03	我々が今ちょっと考えているのは、そういうところですね。
01:50:12	はい磯部です。
01:50:17	すいません。どうも、どうもありがとうございます。
01:50:21	衛藤。
01:50:22	他の事業者さんが軽微変更の届け出を複数回出されているのは一応確認しております
01:50:30	何を軽微変更してるかっていうのも
01:50:33	見てございますので、
01:50:36	そう。そういうのを踏まえての、今の提案ということでちょっとよく考えていきたいと思います。ありがとうございます。
01:50:48	はい。江藤、正式には審査会合であれします。きちんと言いますので、
01:50:55	今回に至っては
01:50:57	次回からは図面が多分添付に落ちていくんだと思うんですけども、本文記載事項ということもあるので、
01:51:05	既認可のところをですね、10図全体を記載するっていう方向がですね、各設工認の断面で、
01:51:14	記載の軽重があたりっていうことも踏まえて、現状の記載にしているっていう事情の、わかってるところなんですけれども、もう認可したところは認可したところなので、
01:51:26	そこの記載の軽重というのは、
01:51:32	とうことはないういうことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:51:37	審査会合で、
01:51:38	明確に言いますので、
01:51:40	それを踏まえてですね。
01:51:42	改造があったところ変更があったところに特化して、記載すると。
01:51:48	というような、
01:51:49	形を検討していただければと思います。いずれにしても次回以降はその方向になっていくと思うので、
01:51:57	今回時間も若干あるということもあってですねちょっと検討してみたらどうなんでしょうかっていうことでお伝えするだけで必ずそうしろというものでもないので、
01:52:09	ちょっと検討してくださいっていう、提案をしたいと思います。私からは以上です。
01:52:17	ジェイエフイー磯部でございます承知いたしました。ちょっと
01:52:22	結構なコンセプトといたしますか、様式的にも変わると思いますんでちょっとよく考えたいと思います。ありがとうございます。
01:52:32	その他規制庁から確認したい点ございますでしょうか。
01:52:42	事業者側から何か確認した意見ございますでしょうか。
01:52:48	ジェイエフイー磯部でございますこの後、ご指示があるのかもしれませんが今日いくつか、いくつかといいますか資料の修正ですとか、
01:52:58	等の
01:53:02	主事といたしますかそういう話になりましたけど、いつ、いつまでにというところを確認させていただきたいなと思います。
01:53:09	はい。審査会合資料に関しては、来週月曜日に提出いただきたいと思いますと考えておまして、
01:53:24	それに合わせて、
01:53:27	算出と、
01:53:29	衛藤、今、資料を作っていたきたいというお願いした点の資料ですね、こちらも、
01:53:36	あわせて、
01:53:37	計算。
01:53:38	県の資料、2ついただきたいと思うんですけども、
01:53:41	いかがでしょうか。
01:53:47	ジェイエフイー磯部です月曜日中に提出ということで承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:53:54	はい。よろしくお願いいたします。
01:53:58	その他、
01:54:00	よろしいでしょうか。
01:54:07	すいません規制庁の鈴木ですけども。
01:54:10	星取表で、
01:54:14	11条の火災のところとかも基準が変わってるかと思うんですけども、
01:54:20	ごめんなさい、勘違いしました。
01:54:26	変わってると思うのでちょっとその辺もまた、
01:54:30	確認して
01:54:32	他に適宜していただければと思います。
01:54:38	いや鈴木さんの小澤ですけど変わってるっていうならどこが変わってるのか明示的に言ってあげてください。
01:54:50	ちょっとお待ちください。
01:55:02	不燃性及び難燃性とかこの辺も変わってると思います。
01:55:20	GNF 磯辺です。ちょっと今すぐ確認できないので後程こちらでも確認いたします。ご指摘ありがとうございます。
01:55:31	はい。鈴木さん、わかってるから、具体的に教えてあげて、
01:55:34	すいません。具体的にごめんなさい。
01:55:41	その基準措置要は設計版を考える。
01:55:49	うん。
01:55:51	わかんないんですけど、要は、
01:55:54	熊取とか三菱の星取表と比較してちょっと今見ていただけですので、11、
01:56:06	でお伝えしたわけです。
01:56:11	規制庁仲野ですけど基準ってのは我々の基準の話をしてるんでしょう。
01:56:18	そうです。計画するな、言ってあげないとわからないでしょ。
01:56:23	ちょっとすいません。私も今すぐには出ません。
01:56:29	規制庁澤ですけど、その点はこちらでも確認した上でまた次回の面談の時にお伝えしたいと思いますけれども私の認識は、
01:56:38	火災影響評価がつけ加わっただけで、その
01:56:44	これ、僕も入って、
01:56:48	入っちゃう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:56:49	衛藤小澤ですけど私の認識は火災影響評価に関係するところが、許可で加わったってところの流れの部分以外はですね、変わってないという認識です。
01:57:02	今一度我々の方も確認しますので、江藤 GNF-J のほうも確認しといていただければと思います。以上です。
01:57:11	ジェイエフイー側で承知いたしました。確認します。
01:57:17	その他よろしいでしょうか。
01:57:21	ではこれでヒアリングを、
01:57:23	終了させていただきますありがとうございました。
01:57:27	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。